

農林水産業の再生・復興に向けた 緊急要望



平成28年 1月 4日

要 望 事 項

1 森林における放射性物質対策について 1

(略) 2 旧警戒区域内の家畜死体の処理及び汚染牧草の搬入について 2

1 森林における放射性物質対策について

本県の森林林業の再生・復興につきましては、放射性物質の影響低減に向けた各種実証は行われておりますが、森林の放射性物質対策に関する技術的・実務的な課題について、未だ解決されておらず、林業関係者はもとより、県民の不安を根本的に解消するには至っておりません。

また、避難指示区域等の住民の帰還意志の大きな決定要因となる森林全体の除染方針につきましても、未だ具体的に示されていない状況が続いております。

このような中、国においては、土壌や落葉等の除去による森林の除染は、林縁の空間線量率に及ぼす効果が少ないことや地力の低下などの悪影響も懸念し、基本的に実施しないことが適当との判断を示しました。

本県に甚大な被害、影響を与え続けている原発事故由来の放射性物質対策については、何よりも県民理解を得ながら取組を進めることが肝要であります。

放射性物質による環境汚染の中で不安の生活を余儀なくされている福島県民の気持ちをそんたくし、以下の要望を行うものであります。

(1) 森林全体の除染方針と県民への理解促進について

本県の森林を放射性物質から放置することなく、空間線量率のモニタリングや放射線量を低減させるための調査・研究及び実証事業に取り組み、県民の不安解消や森林林業の復興・再生につながる森林全体の除染方針について、実効性のある方策の構築に向けた取組を進めること。

また、本県の森林除染に関する国の方針や取組について、県民への説明責任を十分に果たすこと。

(2) 森林からの放射性物質流出防止対策について

地域の実情に応じた具体的施策を速やかに構築するとともに、実施に向けてロードマップを早急に示すこと。

また、施策展開に必要な財源を措置すること。

(3) 森林の再生対策について

放射性物質対策と森林整備を一体的に行う森林の再生には、長い年月を要することから、継続的な財源の確保を図ること。

また、避難指示区域内における森林の再生に向けた対策を早急に示すとともに、林内作業員への被ばく対策マニュアルを作成し、広く周知すること。

福 島 県 知 事 内堀 雅雄

福 島 県 市 長 会 長 立谷 秀清

福 島 県 町 村 会 長 加藤 憲郎

双 葉 地 方 町 村 会 長 馬場 有

福 島 県 林 業 会 議 会 長 齋藤 卓夫

福島県森林除染推進協議会会長 齋藤 卓夫

福島県林業経営者協会会長 小野 好郎